

第10次神奈川県鳥獣保護事業計画 (素案)

平成20年 4月 1日から

4年間

平成24年 3月31日まで

神奈川県

目 次

はじめに	1
第1 計画の期間	1
第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 指定に関する中長期的な方針	1
(2) 指定区分ごとの方針	1
(3) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	5
(1) 方針	5
(2) 特別保護地区の指定計画	5
(3) 特別保護地区の指定内訳	5
3 休猟区の指定	6
4 鳥獣保護区の整備等	6
(1) 方針	6
(2) 整備計画	6
(3) 保全事業	6
第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	6
1 鳥獣の人工増殖	6
2 放鳥獣	6
(1) 方針	6
(2) 鳥類	6
(3) 獣類	7
(4) 外来鳥獣等	7
第4 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	7
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	7
(1) 許可しない場合の基本的考え方	7
(2) 許可する場合の基本的考え方	7
(3) わなの使用に当たっての許可基準	8
(4) 許可に当たっての条件の考え方	8
(5) 許可権限の市町村長への移譲	9
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	9
(7) 捕獲物又は採取物の処置等	9
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	9
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	9
2 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	10
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「有害鳥獣捕獲」という。)の基本的考え方	10
(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の方針等	10
(3) 有害鳥獣捕獲を目的とする場合の許可基準	11
(4) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	13
3 学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする場合の許可基準	13
(1) 学術研究を目的とする場合の許可基準	13
(2) 標識(環境省足環装着)調査を目的とする場合の許可基準	14
4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合の許可基準	15
5 その他特別の事由を目的とする場合の許可基準	15
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする場合の許可基準	15
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合の許可基準	16
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示を目的とする場合の許可基準	16
(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止を目的とする場合の許可基準	16
(5) 鵜飼漁業への利用を目的とする場合の許可基準	16
(6) 伝統的な祭礼行事等に用いることを目的とする場合	17
(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的の場合	17
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	17
1 特定猟具使用禁止区域の指定	17
(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区	17
(2) 静穏を保持するための地区	17
(3) わな猟に伴う危険を予防するための地区	17
(4) 特定猟具使用禁止区域(銃器)指定内訳(本計画期間中の再指定箇所)	18

2	特定猟具使用制限区域	19
3	猟区	19
第6	特定計画の作成に関する事項	19
1	特定計画の作成に関する方針	19
2	実施計画の作成に関する方針	19
第7	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	20
1	基本方針	20
2	鳥獣保護対策調査	20
(1)	方針	20
(2)	鳥獣生息分布等調査	20
(3)	希少鳥獣等保護調査	20
(4)	ガン・カモ類一斉調査	20
3	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	21
4	狩猟対策調査	21
(1)	方針	21
(2)	狩猟鳥獣生息調査	21
(3)	狩猟実態調査	21
5	生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査	22
(1)	方針	22
(2)	調査の概要	22
第8	鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	22
1	鳥獣保護思想の普及	22
(1)	方針	22
(2)	事業の年間計画	22
2	愛鳥モデル校の指定	22
(1)	方針	22
(2)	指定期間	22
(3)	愛鳥モデル校に対する指導内容	22
(4)	指定計画	22
3	安易な餌付けの防止	23
4	法令の普及の徹底	23
(1)	方針	23
(2)	年間計画	23
第9	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	23
1	鳥獣行政担当職員	23
(1)	方針	23
(2)	人員設置計画	24
(3)	研修計画	24
2	協議機関	24
3	鳥獣保護員	24
(1)	方針	24
(2)	設置計画	24
(3)	年間活動計画	25
(4)	研修計画	25
4	鳥獣被害防除対策専門員	25
5	保護管理の担い手の育成	25
(1)	方針	25
(2)	担い手の育成	25
(3)	狩猟者の減少防止対策	25
6	鳥獣保護センターの設置	25
(1)	方針	25
(2)	鳥獣保護センターの概要	26
7	取締り	26
(1)	方針	26
(2)	年間計画	26
8	必要な財源の確保	26
第10	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	26
1	鳥獣の区分と保護管理の考え方	26

(1) 希少鳥獣	-----	26
(2) 狩猟鳥獣	-----	26
(3) 外来鳥獣等	-----	27
(4) 一般鳥獣	-----	27
2 狩猟の適正管理	-----	27
3 入猟者承認制度に関する事項	-----	27
4 指定猟法禁止区域	-----	27
(1) 指定の考え方	-----	27
(2) 指定状況	-----	28
5 鳥類の飼養の適正化	-----	28
6 販売禁止鳥獣等	-----	28
(1) 許可の考え方	-----	28
(2) 許可の条件	-----	28
7 傷病鳥獣保護の基本的な対応	-----	28
(1) 傷病鳥獣保護の基本的な考え方	-----	28
(2) 保護体制	-----	28
(3) 油汚染事件発生時の救護体制の整備	-----	29
(4) 保護個体の取扱い	-----	29
(5) 無用な保護の防止	-----	29
(6) 傷病鳥獣保護事業に携わるボランティアの育成及びNPOと連携した保護体制の整備	-----	29
8 人獣共通感染症への対応	-----	30
参考資料	-----	30
1 狩猟鳥獣 49種	-----	30
2 捕獲許可権限を市町村に移譲した種 35種	-----	30

はじめに

鳥獣保護事業計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づく法定計画で、国が定める鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づき、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護行政を推進していくために定める計画である。

本県には、丹沢大山や箱根などの山地や、三浦半島の丘陵、相模川の河岸段丘、鎌倉の樹林、秦野や伊勢原に広がる里山など多種多様な自然があり、多くの生き物が生息している。

しかし近年、野生鳥獣を含めて自然保護の意識が向上する一方で、鳥獣による農林水産業被害や生活環境に係る被害等が深刻化し、加えて野生化した外来生物による地域の自然や生活などへの影響も大きくなり、県内における生物多様性の保全や総合的な被害対策の実施が急務となっている。

こうした状況の中で、神奈川県鳥獣保護行政は、多種多様な鳥獣の保護を図るとともに、鳥獣による農林水産業被害や生活環境に係る被害等を防ぐことにより、人と鳥獣との適切な関係の構築を図ることができるよう、鳥獣保護事業計画を定め、自然生態系の維持や豊かな生活環境に欠かすことのできない野生鳥獣について、引き続き適切な保護管理を推進する。

第1 計画の期間

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの4年間とする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 指定に関する中長期的な方針

本県は、狭い県土にもかかわらず、多くの種類の鳥獣が生息している。しかし、その一方で、都市化の進展など人間活動の活発化により鳥獣の生息地が失われていることから、鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、鳥獣保護事業計画に基づき必要な地域には積極的に鳥獣保護区を指定してきた。

鳥獣保護事業計画に基づく鳥獣保護区の指定状況は、第1次鳥獣保護事業計画終了時の昭和41年度末には、8箇所、27,003ヘクタールであったが、第9次鳥獣保護事業計画終了時の平成18年度末では、102箇所、43,869.6ヘクタールと約1.6倍の面積に増加し、本県の鳥獣保護区が県土面積に占める割合は18.2パーセントとなった。また、鳥獣保護区特別保護地区の面積については、昭和41年度末の2箇所、804ヘクタールから、平成18年度末には7箇所、4,336ヘクタールと約5.4倍に増加した。

本計画においては、次の指定区分ごとの方針により、鳥獣保護区に指定しなければ鳥獣の繁殖等に影響を与えるなどの状況が確認された場合は指定に努めることとし、市町村や農林水産業関係者、土地所有者等の理解と協力が得られるよう十分な調整を図ることとする。

また、鳥獣保護区の固定化によるシカの高密度化、定着を解消する必要がある地域や鳥獣による農林業被害が発生している地域については、他の鳥獣の生息環境の保護について十分考慮しながら、鳥獣保護区の指定区域の見直しを検討する。

(2) 指定区分ごとの方針

ア 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資する。

イ 大規模生息地の保護区

国立公園や県立自然公園内で、猛禽類をはじめとする大型の鳥類や行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

ウ 集団渡来地の保護区

カモ類を始めとする集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

エ 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 A・B類又は 類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、神奈川県レッドデータ生物調査報告書に絶滅危惧 類又は 類として掲載されている鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。ただし、当該保護区を指定することにより、保護すべき鳥獣の存在が明らかになり、密猟等の危険を招くおそれがある場合には、他の指定区分での指定や他の鳥獣保護区の拡大により保護する。

オ 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって、鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について新たに生息地回廊の保護区を指定する。

カ 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(3) 鳥獣保護区の指定等計画

区分	年度	森林鳥獣生息地		大規模生息地		集団渡来地		希少鳥獣生息地		生息地回廊		身近な鳥獣生息地		計	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
既設鳥獣保護区(A)		7	2,069.9	2	28,330.7	4	3,337.0	2	282.0	0	0.0	87	9,850.0	102	43,869.6
本計画期間に指定する鳥獣保護区	20													0	0.0
	21											1	2.0	1	2.0
	22											1	2.2	1	2.2
	23													0	0.0
計(B)		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.2	2	4.2
本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区	20													0	0.0
	21													0	0.0
	22													0	0.0
	23													0	0.0
計(C)		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区	20													0	0.0
	21													0	0.0
	22													0	0.0
	23													0	0.0
計(D)		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区	20													0	0.0
	21													0	0.0
	22													0	0.0
	23													0	0.0
計(E)		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計画期間中の増減*		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.2	2	4.2
計画終了時の鳥獣保護区**		7	2,069.9	2	28,330.7	4	3,337.0	2	282.0	0	0.0	89	9,854.2	104	43,873.8

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

本県では社会経済状況の変化が著しいことから鳥獣保護区の指定期間を10年とする。

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

該当なし

(イ) 大規模生息地の保護区

該当なし

(ロ) 集団渡来地の保護区

該当なし

(ハ) 希少鳥獣生息地の保護区

該当なし

(ニ) 生息地回廊の保護区

該当なし

(ホ) 身近な鳥獣生息地の保護区

年度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	備考
21	横浜市緑区	鴨居原市民の森鳥獣保護区	2.0ha	計画前特定猟具使用禁止区域(銃器)
(小計)		(1箇所)	(2.0ha)	
22	横浜市金沢区	関ヶ谷市民の森鳥獣保護区	2.2ha	計画前特定猟具使用禁止区域(銃器)
(小計)		(1箇所)	(2.2ha)	
合計		2箇所	4.2ha	

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前面積	異動面積	異動后面積			
20	身近な鳥獣生息地	緑ヶ丘・東高根	期間更新	67.0		67.0	20.11.1～ 30.10.31		
		豊顕寺市民の森		2.3		2.3			
		称明寺市民の森		9.5		9.5			
		小松ヶ池		3.7		3.7			
		相模川・八瀬川沿い緑地		52.5		52.5			
		聖園愛護地区		24.0		24.0			
		みのげ		2.0		2.0			
		大磯城山		7.0		7.0			
		境川沿い緑地		14.6		14.6			
		県立秦野戸川公園		50.7		50.7			
		星ヶ山公園		73.0		73.0			
		暮山公園		96.0		96.0			
		城山公園		57.0		57.0			
		三島社		1.0		1.0			
		了義寺		1.0		1.0			
南足柄丸太の森	99.0		99.0						
計	16箇所		560.3	0.0	560.3				
21	大規模生息地	箱根	期間更新	9,985.0		9,985.0	21.11.1～ 31.10.31		
	身近な鳥獣生息地	等々力緑地		56.0		56.0			
		夢見ヶ崎		7.0		7.0			
		県立四季の森公園		43.9		43.9			
		綱島市民の森		6.0		6.0			
		熊野神社市民の森		5.2		5.2			
		城南緑地		4.8		4.8			
		鎌倉		3,953.0		3,953.0			
		大楠山		827.0		827.0			
		一色		96.0		96.0			
		上和田野鳥の森		4.2		4.2			
		江の島		120.0		120.0			
高麗山	358.0		358.0						
計	13箇所		15,466.1	0.0	15,466.1				
22	身近な鳥獣生息地	久良岐	期間更新	23.1		23.1	22.11.1～ 32.10.31		
		南本宿市民の森		6.5		6.5			
		獅子ヶ谷市民の森		18.6		18.6			
		大明寺		1		1.0			
		檜原		17.2		17.2			
		八菅山		22.6		22.6			
		大庭城址		14.8		14.8			
		少年の森		9.3		9.3			
大雄山	102		102.0						
計	9箇所		215.1	0.0	215.1				
23	集団渡来地	津久井	期間更新	2,100.0		2,100.0	23.11.1～ 33.10.31		
	身近な鳥獣生息地	富岡		22.0		22.0			
		三溪園		22.0		22.0			
		浅野学園愛護林		5.0		5.0			
		根岸		19.3		19.3			
		こども自然公園		45.0		45.0			
		小机城址市民の森		4.6		4.6			
		おいそ学園愛護林		15.0		15.0			
		大野山		103.3		103.3			
		石垣山愛護林		7.0		7.0			
寸沢嵐愛護林	2.0		2.0						
計	11箇所		2,345.2	0.0	2,345.2				
合計	49箇所		18,586.7	0.0	18,586.7				

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

本計画期間中に期間満了となる特別保護地区については、原則として再指定を行う。

なお、再指定に当たっては、関係機関と十分な調整を図ることとする。

(2) 特別保護地区の指定計画

区分・年度	大規模生息地		集団渡来地		希少鳥獣生息地		計	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
既設特別保護地区(A)	2	4,184	4	133	1	19	7	4,336
本計画期間に指定する特別保護地区(再指定含む)	20						0	0
	21	1	1,159				1	1,159
	22						0	0
	23			1	29		1	29
計(B)	1	1,159	1	29	0	0	2	1,188
本計画期間に区域拡大する特別保護地区	20						0	0
	21						0	0
	22						0	0
	23						0	0
計(C)	0	0	0	0	0	0	0	0
本計画期間に区域縮小する特別保護地区	20						0	0
	21						0	0
	22						0	0
	23						0	0
計(D)	0	0	0	0	0	0	0	0
本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定含む)	20						0	0
	21	1	1,159				1	1,159
	22						0	0
	23			1	29		1	29
計(E)	1	1,159	1	29	0	0	2	1,188
計画期間中の増減*	0	0	0	0	0	0	0	0
計画終了時の特別保護地区**	2	4,184	4	133	1	19	7	4,336

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

** 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
21	大規模生息地	箱根鳥獣保護区	9,985ha	21.11.1~31.10.31	1,159ha	21.11.1~31.10.31	再指定
23	集団渡来地	津久井鳥獣保護区	2,100ha	23.11.1~33.10.31	29ha	23.11.1~33.10.31	再指定
合計		2箇所	12,085ha		1,188ha		

3 休猟区の指定

狩猟による鳥獣の著しい減少は見られないので、休猟区は指定しない。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区の指定目的を達成するため、標識等管理施設の整備を行う。標識等は、鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるように整備する。

また、鳥獣行政担当職員や鳥獣保護員は、必要に応じて、集団渡来地の保護区及び希少鳥獣生息地の保護区の巡視を強化する。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

区 分	現 況	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
標識類の整備	全鳥獣保護区で制札、案内板等の設置、補修				

イ 調査、巡視等の計画

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
管理員等	箇所数	全鳥獣保護区 102 箇所			
	人 数	鳥獣保護員 64 人			
管理のための調査の実施		計画期間を通じて、鳥獣保護区的全箇所について、鳥獣保護員による鳥獣生息状況調査及び違法捕獲の取締りを行う。			

(3) 保全事業

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、保全事業の実施を検討し、生息環境の改善に努める。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

県内養殖業者に対し、必要な指導を行う。また、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、県内養殖業者に対し、衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認等の要請を検討する。

2 放鳥獣

(1) 方針

第9次鳥獣保護事業計画に引き続き、県としては放鳥は実施しない。なお、放鳥獣を実施しようとする者に対して、次の点に留意するよう指導する。

(2) 鳥類

ア 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。

イ 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して行うこと。

ウ 放鳥する鳥類が、生息地又は食物の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業の実施の一時的な見合わせの必要について検討すること。

エ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥すること。

(3) 獣類

獣類については、自然生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣しないよう指導する。

(4) 外来鳥獣等

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣（以下「外来鳥獣」という。）又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣については、在来種との交雑、生息地や食物の競合等により、生態系をかく乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣を行わないよう指導を徹底する。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

- ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させたり等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。
- ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の防止若しくは法第9条第3項第4号に規定する区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- カ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

- ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第4において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。
- イ 学術研究を目的とする場合
学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下で行われるものとする。
- ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）に基づく個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行うものとする。

エ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

なお、愛がん飼養を目的とする捕獲については、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、許可しないこととする。

(ア) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

(イ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病により保護を要する鳥獣(以下「傷病鳥獣」という。)を保護する目的で捕獲する場合。

(ウ) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

(エ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

(オ) 鵜飼漁業への利用の目的

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

(カ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

(キ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

なお、とらばさみによる捕獲は、錯誤捕獲の発生や人や財産への危険性があることから許可しないものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(ウの場合を除く。)

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、アの規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、架設した捕獲用具(銃器を除く。)の見回りの実施方法等について付するものとする。

特に住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から

適切な条件を付するものとする。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

鳥獣捕獲等許可申請に対し、より迅速な処理を図るため、狩猟鳥獣49種のうち神奈川県レッドデータ生物調査報告書で絶滅危惧類又は類、準絶滅危惧、希少種、注目種、減少種、絶滅のおそれのある地域個体群に分類された種(30ページ参考資料参照)新たに狩猟鳥獣とされた種、及び神奈川県での生息が確認されていない種を除く32種及びドバト、ウソ、オナガについては鳥獣捕獲等許可権限を市町村長に移譲する。市町村長は捕獲許可等に当たっては、法、規則及び本計画に従って適切に事務を遂行しなければならない。また、ニホンジカ、ニホンザルについては特定計画の計画期間中は移譲しないこととする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、銃器を使用した捕獲等を行う場合は、許可権者が貸与する腕章を装着させる。また、法第9条第10項に基づき、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯をさせるものとする。

さらに、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、許可証に記載された都道府県知事名又は市町村長名、許可の有効期間、許可証の番号、捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類を記載した標識を装着させるものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処置等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)

捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。また、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、捕獲された個体(狩猟鳥獣を除く。)を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処置の方法が異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、許可証を返納する際に、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整

する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面に指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

2 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。また、有害鳥獣捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

さらに、被害の誘引要因を除去するため、餌付けの弊害や農地に取り残し等した野菜・果実の適切な廃棄及び生ごみの適切な処理の必要性などについて普及啓発を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図る。

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の方針等

ア 許可基準の基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。また、狩猟鳥獣、ドバト、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害が生じることはまれであり、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防除対策を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、被害のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、次のイで示す鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。また、イで示した鳥獣の中でも、特定計画が作成されているニホンジカ、ニホンザルについては、予察捕獲の対象としないこととする。

予察捕獲を実施するに当たっては、当該年度に環境農政部緑政課、各地域県政総合センター及び鳥獣捕獲許可権限の移譲を受けた市町村ごとに、予察捕獲のための捕獲許可基準を定め、被害の発生地域、時期等を明らかにすることにより、現地調査を省いて許可することができるものとする。

イ 鳥獣による被害発生予察表

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
ヌメ	稲、野菜				←								→			横浜、川崎、県央、湘南、足柄上地域		
ハブトガシ	いも類、雑穀、野菜、果樹	←														→	川崎、横須賀三浦、県央、足柄上、西湘地域	
ハブソガシ	生活被害、送電施設への営巣被害	←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	→	県内全域	
ドバト	豆類、雑穀、野菜	←		→													県央、足柄上地域	
	生活被害	←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	→	県内全域	
ムドリ	野菜、果樹	←														→	県央、湘南、足柄上地域	
キジバト	野菜、果樹	←		→													県央、湘南地域	
ヒヨドリ	野菜、果樹	←														→	横須賀三浦、湘南、足柄上地域	
									←							→	横浜、川崎、西湘地域	
カウ	あゆ、こい、ふな、おいかわ	←														→	相模川、酒匂川、多摩川	
カガモ	稲	←		→													足柄上地域	
イシ	稲、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物	←														→	県央、湘南、足柄上、西湘、県北地域	
ハビシ	豆類、いも類、雑穀、野菜、果樹	←														→	県内全域	
	生活被害	←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	→		
タイリス	野菜、果樹				←								→				横浜、横須賀三浦、湘南地域	
	生活被害、樹皮はぎ	←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	→	県内全域	
ゴソウカ	造林木、稲、いも類、野菜、果樹、工芸農作物	←														→	県央、湘南、足柄上、県北地域	
ゴザル	野菜、果樹	←														→	県央、湘南、足柄上、西湘、県北地域	
	生活被害	←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	→		

(注)被害発生地域の欄については、横浜、川崎、河川名以外は平成19年度における各地域県政総合センター管内の地域

(3) 有害鳥獣捕獲を目的とする場合の許可基準

ア 許可対象者

原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者であって、次の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとする。

また、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）の実施する有害鳥獣捕獲の従事者は、許可対象者の要件を満たす者とする。ただし、銃器以外のものを使用する法定猟法で有害鳥獣捕獲を行う場合は、従事者に許可対象者の要件を満たす者を必ず含むこととし、それ以外の者は許可対象者の要件を満たす者の監督下で捕獲等を行うよう指導する。

(ア) 法第2条第2項に定める法定猟法（以下「法定猟法」という。）のうち銃器を使用する場合

a 第1種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する場合は第1種銃猟又は第2種銃猟免許）を所持している者

b 許可の申請日の属する年度又はその前年度において、当該狩猟者登録を受けた者

- c 規則第 67 条第 1 号に基づく被共済者又は第 2 号に基づく被保険者
- d 捕獲等実施者には被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。

(イ) 法定猟法（法第 12 条第 1 項第 3 号により環境大臣が禁止する猟法を除く。）のうち銃器以外のものを使用する場合

網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者又は県の指定する研修を受けた者。ただし、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣をはこわな若しくはそれに類する器具を使用して捕獲等をする場合は、わな猟免許の所持又は県の指定する研修を受けることを要しない。

イ 鳥獣の種類・数

(ア) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。ただし、特定鳥獣であるニホンジカ、ニホンザルについては「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合は有害鳥獣捕獲の対象とすることができる。

(イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則としてスズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト、カルガモとし、次に該当する場合に行う。

a 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(ウ) 有害捕獲で捕獲する鳥獣の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（外来鳥獣等のうち、アライグマ、台湾リス、ハクビシンについては被害を防止するために必要な頭数。）とする。

ウ 期間

(ア) 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が発生している時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合は、この限りではない。また、外来鳥獣等のうち、アライグマ、台湾リス、ハクビシンについては、許可期間は 1 年以内とする。

(イ) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

(ウ) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟の期間中は登録狩猟（法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）と、また、狩猟期前後の期間は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応する。

(エ) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努める。

エ 区域

(ア) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

(イ) 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、有害鳥獣捕獲が効果的に実施されるように努める。

(ウ) 鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障がないように配慮する。特に、集団渡来地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にお

いては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認める。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しない。また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用し、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行う。

(4) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣捕獲及び特定計画に基づく農林業被害軽減目的の管理捕獲や追い払いの実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥捕獲等制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施する。

(ア) 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊を編成するよう指導する。捕獲隊の編成に当たっては、捕獲等の技術の優れた者、有害鳥獣捕獲等のための出動の可能な者等を隊員として編成するよう指導する。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成して共同して捕獲等を行い、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言する。

・捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対象地域
ニホンジカ	県央地域、湘南地域、足柄上地域、県北地域
ニホンザル	県央地域、湘南地域、足柄上地域、西湘地域、県北地域
イノシシ	県央地域、湘南地域、足柄上地域、西湘地域、県北地域

(注)対象地域は平成19年度における各地域県政総合センター管内の地域

(イ) 関係者間の連携強化

各地域県政総合センター等に設置した「地域鳥獣対策協議会」において、地域の実情に応じた被害対策やその実施体制の整備を検討するとともに、情報交換を行い、関係者間の連携強化を図る。

3 学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする場合の許可基準

(1) 学術研究を目的とする場合の許可基準

研究の目的及び内容が次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。

ア 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

イ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

エ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるもの

であること。

許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。	必要最小限の種類及び数。	1年以内。	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 a 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 b 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置については、原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 a 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 b 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 c 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

(2) 標識（環境省足環装着）調査を目的とする場合の許可基準

許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県から委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。	必要最小限の種類。 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内。	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、網、わな又は手捕とする。	

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合の許可基準

許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
<p>特定計画の対象区域内の市町村長又は環境大臣の定める法人、従事者については、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(ア) 捕獲等に銃器を使用する場合</p> <p>a 第1種銃猟免許を所持している者。</p> <p>b 捕獲等の許可の申請日の属する年度又はその前年度において、当該狩猟者登録を受けた者。</p> <p>c 規則第67条に基づく被共済者又は被保険者。</p> <p>(イ) 捕獲等にわなを使用する場合</p> <p>わな猟免許所持者又は県の指定する研修を受けた者。ただし、ニホンザルをはこわな若しくはそれに類する器具を使用して捕獲する場合は、わな猟免許の所持又は県の指定する研修を受けることを要しない。</p>	<p>特定計画の対象鳥獣。目標達成のために適切かつ合理的な数。</p>	<p>特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。</p> <p>また、捕獲対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避ける。狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応する。</p>	<p>特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。</p>	<p>原則として、法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法は認めない。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ安全性の確保が可能なものはこの限りでない。</p> <p>空気銃を使用した捕獲は、負傷させた状態で取り逃がす危険性があることや、傷病鳥獣として保護される場合もあることから認めない。</p>	<p>銃器以外の法定猟具を使用する場合は、許可対象者の要件を満たす従事者は1名以上とし、その他の従事者は許可対象者の要件を満たす者の監督下で捕獲を行うよう指導する。捕獲等の実施者の数は、必要最小限であること。捕獲等の実施者には被害等発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導する。</p>

5 その他特別の事由を目的とする場合の許可基準

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする場合の許可基準

許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
<p>国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員。</p>	<p>必要と認められる種類及び数。</p>	<p>1年以内。</p>	<p>申請者の職務上必要と認められる区域。</p>	<p>原則として、法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p>	

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする場合の許可基準

許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数。	1年以内。	必要と認められる区域。	原則として、法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示を目的とする場合の許可基準

許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。	必要最小限の種類及び数。	6か月以内。	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止を目的とする場合の許可基準

許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6か月以内。	原則として、県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕。	

(5) 鵜飼漁業への利用を目的とする場合の許可基準

許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。	必要最小限の数。	6か月以内。	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(6) 伝統的な祭礼行事等に用いることを目的とする場合

許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限の種類及び数。 捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	30日以内。	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的の場合

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を法第35条第1項に規定する特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

なお、指定にあたっては、年度ごとに市町村等関係者の意見を聴いて指定することとする。また、本計画期間中に期間満了となる特定猟具使用禁止区域は、原則として再指定するものとする。

(1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が発生した地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等（都市公園）市街地、住居が集合している地域若しくは広場、駅その他多数の者の集合する場所が相当程度の広がりをもって集中している地域、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

(2) 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する区域（社寺境内、墓地）及びその周辺地域

(3) わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(4) 特定猟具使用禁止区域(銃器)指定内訳(本計画期間中の再指定箇所)

年度	銃器を対象とした特定 猟具使用禁止区域名称	銃器を対象とした特定猟具 使用禁止区域指定所在地	指定面積(ha)	指定期間	備考
20	半原田代	愛甲郡愛川町の一部	281.8	H20.11.1~ H30.10.31	
	南足柄	南足柄市の一部	1,714.0		
	金目川	平塚市の一部	110.0		
	中津川	厚木市、愛甲郡愛川町の一部	30.7		
	大井・山田	足柄上郡大井町の一部	722.3		
	伊勢原市総合運動公園	伊勢原町の一部	128.0		
計 6箇所			2,986.8		
21	松田	足柄上郡松田町の一部	276.0	H21.11.1~ H31.10.31	
	開成	足柄上郡開成町の一部	559.2		
	松本上	足柄上郡中井町の一部	35.7		
	立花学園大井総合グラウンド	足柄上郡大井町の一部	10.0		
計 4箇所			880.9		
22	向原	足柄上郡山北町の一部	3.0	H22.11.1~ H32.10.31	
	中沢原	相模原市城山町の一部	3.0		
	弘法山	秦野市弘法山周辺、伊勢原市の一部	1,120.9		
	大和	鳥獣保護区を除く大和市全域	2,660.0		
	川崎	鳥獣保護区等を除く川崎市全域	12,623.0		
	座間	鳥獣保護区を除く座間市全域	1,725.9		
	愛川	愛甲郡愛川町の一部	704.0		
	川尻	相模原市城山町の一部	226.0		
	平塚大磯	平塚市と中郡大磯町の一部	4,091.7		
	小田原	小田原市の一部	5,854.3		
	小田原市塔ノ峰青少年の家	小田原市塔ノ峰青少年の家	5.0		
	平塚北部	平塚市の一部	534.4		
	中津川塩川滝	愛甲郡愛川町の一部	105.5		
	小倉	相模原市城山町の一部	150.0		
大磯運動公園	中郡大磯町の一部	11.7			
計 15箇所			801.6		
23	長竹	相模原市津久井町長竹の一部	15.0	H23.11.1~ H33.10.31	
	生沢・一色	中郡大磯町生沢及び二宮町一色の各一部	540.0		
	土屋	平塚市土屋及び上吉沢地区の一部	742.4		
	相模川河口	平塚市の一部	185.3		
	東京湾岸	横浜市、川崎市、横須賀市等の一部	15,990.7		
	三崎	三浦市の一部	470.0		
	相模原	相模原市の一部	8,826.3		
	海老名	鳥獣保護区を除く海老名市全域	2,396.0		
	秦野	秦野市の一部	3,337.0		
	三浦半島	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町の一部	9,787.9		
	谷ヶ原	相模原市城山町の一部	190.0		
	又野	相模原市津久井町の一部	60.0		
	厚木	厚木市の一部	6,686.1		
	湘南国際村	横須賀市秋谷の一部	306.6		
	寸沢嵐	相模原市相模湖町寸沢嵐の一部	300.0		
	大島・大神	平塚市の一部	220.4		
	中井・鴨沢	足柄上郡中井町の一部	75.0		
	大井・赤田	足柄上郡大井町の一部	27.0		
葉山島	相模原市城山町の一部	103.0			
計 19箇所			50,258.7		
合計 44箇所			54,928.0		

2 特定猟具使用制限区域

法第35条第1項に規定する特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定する。

指定する区域としては、今後、鳥獣の保護管理手段として休猟区を指定した場合の休猟区解除後の区域など、狩猟者の集中的入猟が予想される区域について、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ指定するものとする。

3 猟区

本県においては、都市化が進展し、鳥獣の生息環境の悪化と同時に狩猟適地の減少から、猟区制による管理された狩猟により鳥獣の保護と狩猟の持続の両立を図ることが望ましいと考えられるので、既存の猟区（4箇所）については、猟区の適正な管理運営を図るよう指導する。

第6 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理、生息環境整備及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

特定計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣であって、かつ、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとし、本県においてはニホンジカとニホンザルを対象とする。

また、計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を越えて分布する場合にあっては、関係する都県と協議・調整を行う。

	計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
第1次	平成14年度	適切な保護管理	ニホンジカ	平成15～18年度	県央、湘南、足柄上、県北地域
			ニホンザル	平成15～18年度	県央、湘南、足柄上、西湘、県北地域
第2次	平成18年度	適切な保護管理	ニホンジカ	平成19～23年度	県央、湘南、足柄上、西湘、県北地域
			ニホンザル	平成19～23年度	県央、湘南、足柄上、西湘、県北地域

(注)対象地域は平成19年度における各地域県政総合センター管内の地域

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達するため、協議会等において検討、協議をしたうえで年度の実施計画を作成する。

第7 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

人間の生活様式が多様化する中で、鳥獣との関わりがより重要な意味を持ってきている。

第9次神奈川県鳥獣保護事業計画では、鳥獣の生息状況、狩猟鳥獣の増減、鳥獣による農林水産物等の被害状況等を把握するための調査を県民やNGO等との連携によって実施するとともに、関係資料の収集及び整備に努めるとし、調査を実施したが、一部の調査については未実施に終わった。

また、現在、各関係機関において個別に調査が行われているが、それらを取りまとめるなどして、科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を推進するための基礎資料とするには至っていない。そこで、鳥獣の生息状況の調査のあり方等を検討し、鳥獣保護センター、研究機関、博物館、研究者等と連携して調査研究体制の整備に努める。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、鳥獣の適正な保護対策を進めるため、以下の調査を必要に応じ実施する。

(2) 鳥獣生息分布等調査

既存資料の活用、アンケート調査、聞き込み調査、現地調査等により、鳥獣の種類、分布、出現時期、生態等を調査し、保護対策上重要な鳥獣について、鳥獣の生息分布図を作成する。

(3) 希少鳥獣等保護調査

県内で絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣等のうち次の鳥獣について、生息状況、や生態等を調査する。また、必要に応じて、対象鳥獣以外の鳥獣についても調査を実施する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ワシタカ類	20 ～ 23	観察法により個体数、営巣状況等を調査する。	県内全域	4～12月
クロサギ		観察法により個体数、営巣状況等を調査する。	県内全域（主に海岸）	4～9月
カモシカ		観察法、聞き取り、アンケート調査により個体数、分布状況を調査する。	丹沢山塊	11～2月
ツキノワグマ		観察法、聞き取り、アンケート調査により個体数、分布状況を調査する。	丹沢山塊	11～2月

(4) ガン・カモ類一斉調査

ガン・カモ類の越冬状況を明らかにするため、毎年1月中旬に県内の全地域の渡来地について、個体数の一斉調査を行う。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
環境省が指定する県内の渡来地及び県が指定する地域	20～23	総数カウント法により生息数を調査する。	

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の管理等を適正に行うため、指定又は更新する鳥獣保護区については、その前年度に観察法による鳥獣の生息状況等の調査を行う。

調査年度	20	21	22	23
鳥獣保護区名	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根 ・江の島 ・鎌倉 ・大楠山 ・高麗山 ・等々力緑地 ・夢見ヶ崎 ・一色 ・県立四季の森公園 ・上和田野鳥の森 ・綱島市民の森 ・熊野神社市民の森 ・城南緑地 ・鴨居原市民の森 [14箇所]	<ul style="list-style-type: none"> ・大雄山 ・大明寺 ・久良岐 ・榎原 ・八菅山 ・大庭城址 ・南本宿市民の森 ・獅子ヶ谷市民の森 ・少年の森 ・関ヶ谷市民の森 [10箇所]	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井 ・富岡 ・三溪園 ・おいそ学園愛護林 ・浅野学園愛護林 ・石垣山愛護林 ・寸沢嵐愛護林 ・根岸 ・こども自然公園 ・大野山 ・小机城址市民の森 [11箇所]	<ul style="list-style-type: none"> ・城ヶ島 ・宮ヶ瀬湖 ・松茸山 ・上郷 ・飯島 ・下永谷 ・泉の森 ・新林公園 ・あいかわ公園 [9箇所]

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の種を維持し、狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況及び増減傾向、狩猟の実態等について、次の調査を行う。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

ア 調査の概要

狩猟鳥獣の捕獲の状況を調査し、特に特定計画を策定しているニホンジカについては、捕獲の位置情報のほか捕獲個体の性別、捕獲年月日等のより詳細な捕獲の状況を調査し、その増減傾向を把握し、鳥獣保護管理の基礎資料とする。

イ 調査計画

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣	20 ～	狩猟者等の捕獲報告に基づき捕獲の状況を把握する。なお、狩猟者の捕獲報告の精度を高めるため、狩猟免許更新講習、狩猟取締り等を通じて捕獲報告の趣旨及び方法について狩猟者へ周知を図る。	
ニホンジカ	23	狩猟者にその捕獲した個体の計測及びサンプル収集等を依頼し、ニホンジカの栄養状況、年齢構成、食性等を把握する。	

(3) 狩猟実態調査

ア 調査の概要

狩猟者を対象にアンケート調査を行い、狩猟の実態及び鳥獣の捕獲状況を把握し、狩猟対策の基礎資料とする。

イ 調査計画

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
カルガモ、コガモ、コジュケイ、キジ、ヤマドリ、イノシシ、タヌキ及びニホンジカ	20 ～ 23	狩猟期間中の狩猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、出猟回数について、狩猟者に狩猟者登録申請時にアンケート用紙を配布し、登録証の返納の際に回収する。	

5 生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣（以下「有害鳥獣」という。）による被害発生状況を調査するとともに、被害防止技術に関する情報収集を行う。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
スズメ、ドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、イノシシ、ノウサギ、その他（外来鳥獣を含む。）	20 ～ 23	被害者からの情報収集等により被害発生状況を調査するとともに、被害発生状況を的確にできる調査手法についても検討を進める。	

第8 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

市町村、学校、関係団体等の協力のもと、鳥獣保護思想の普及啓発を図り、一般県民の理解と協力を得て鳥獣保護を推進する。探鳥会、愛鳥週間用ポスター原画募集をはじめ、野生生物保護実績発表大会等を開催し、広く鳥獣保護思想の浸透を図る。

(2) 事業の年間計画

事業内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
探鳥会	←											→
愛鳥週間用ポスター原画募集				←	→							
野生生物保護実績発表大会					↔							
自然保護講座	←											→
自然観察会	←											→

2 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

小学校、中学校、高等学校及び特殊教育学校における情操教育、理科教育等において、野生生物保護思想の高揚が図られているが、野生生物保護活動が、教育の中により有機的に取り入れられ、さらには地域住民と一体となった活動にまで発展するよう、愛鳥モデル校の指定を行う。

(2) 指定期間

3年

(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

学校内での野生生物保護活動に対する助言や教師を対象とする研修会を開催するとともに、野生生物保護実績発表大会への参加の機会を通じて、教育の場における野生生物保護活動の一層の推進を図る。

(4) 指定計画

毎年、愛鳥モデル校指定の希望を県内の各学校に照会し、順次指定する。

3 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがある。

そのため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な場合を除き、鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を推進するものとし、その際には以下の点について留意する。

- ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。
- イ 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- ウ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

4 法令の普及の徹底

(1) 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度、鳥獣飼養登録制度等、特に県民に関係ある事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、その周知徹底を図る。

(2) 年間計画

重点項目	実施時期													実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥獣捕獲許可制度について	←													→	県、市町村広報紙等	一般県民
鳥獣飼養登録制度について	←													→	県、市町村広報紙等	一般県民
狩猟マナーの向上について		←												→	猟友会総会等、会報、狩猟者講習会等	狩猟者

第9 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護行政を実施するために必要な担当職員を、環境農政部緑政課、各地域県政総合センター環境部及び自然環境保全センターに配置する。また、担当職員の資質の向上を図るための研修を実施し、業務遂行に必要な専門的知識の習得に努める。

(2) 人員設置計画

区分	計画期間			事務分担
	専任	兼任	計	
本庁 環境農政部緑政課	行政需要 等を検討 し、配置す る。			<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護事業全般 狩猟免許事務 狩猟者登録事務
出先機関 各地域県政総合センター環境部				<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護事業の一部 狩猟免許更新講習の実施等 狩猟者登録事務 鳥獣被害調査
自然環境保全センター 自然保護公園部				<ul style="list-style-type: none"> 野生生物に係る展示、研修、相談 野生生物に係る各種団体、ボランティア等との連絡調整 野生生物の保護管理、調査 傷病鳥獣保護 外来鳥獣対策

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護 研修	国	5月	1回/年	全国	4人 (毎年1人)	鳥獣関係司法警察員及び野生生物保護業務を担当している職員の鳥獣保護行政に関する識見の向上を図り、業務の遂行に必要な専門的知識を習得させる。	経験 1年 以上
鳥獣保護実務 研修	県	5月	1回/年	全県	400人 (毎年 約100人)	鳥獣保護事業の業務遂行に必要な関係法令、鳥獣の生態、傷病鳥獣の保護等専門的知識を習得させる。	鳥獣 保護 員を 含む

2 協議機関

鳥獣の保護及び被害対策に当たり、県は学識経験者、関係団体等で構成する鳥獣総合対策協議会及びシカ、サル、外来生物等の部会を設置し、適正な鳥獣の保護管理、特定鳥獣保護管理計画の内容、被害対策等について協議を行う。

また、各地域県政総合センターに地域鳥獣対策協議会を設置し、広域的な被害防除等の対策や被害に対して臨機応変に対応するための協議、連携を行うとともに、市町村は地域の身近な自治体として、住民の生活環境を守る観点から、市町村内に設置された組織において、地域ごとの対策について協議、連携を行う。

3 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護行政を円滑に進めるため、県の非常勤職員である鳥獣保護員を地域の特性に応じて配置する。なお、より地域の特性に応じた専門的な知識を有する人材を確保するため、公募制の導入など採用方法を工夫するとともに、採用後においては研修などを通じて鳥獣保護員の資質の向上を図るものとする。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	平成19年度末		新規増員年度計画					計(C)	充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	20年度	21年度	22年度	23年度			
64人	64人	100%	-人	-人	-人	-人	64人	100%	

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区の管理	<												>	
狩猟に関する指導及び取締り	<												>	
鳥獣保護思想の普及及び啓発														随時
鳥獣に関する調査	<												>	

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護実務研修	県	5月	1回/年	全県	400人 (毎年約100人)	鳥獣保護事業の業務遂行に必要な関係法令、鳥獣の生態、傷病鳥獣の保護等専門的知識を習得させる。	再掲
鳥獣保護員研修	県	10月	1回/年	全県	256人 (毎年64人)		

4 鳥獣被害防除対策専門員

県、市町村等は被害等が慢性的に発生している地域に対し、必要に応じて、鳥獣の出現状況、防護柵の設置等防除技術に関する情報提供を行うとともに、県は鳥獣被害防除対策専門員を配置し被害防除に関する助言を行うなど地域における取組を支援する。

5 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣は自然を構成する大切な要素であることから、その保護や生息環境の保全が必要であるが、一方で、野生鳥獣による生活被害、農林業被害及び生態系に係る被害も発生しており、適切な保護管理が必要となっている。このような状況を踏まえ、個体数調整や被害対策、モニタリング等の保護管理を実施するための人材の育成・確保に努める。また、人材については、大学等の高等教育機関等と連携し、広く保護管理に関わる人材の育成・確保に努めるものとする。

(2) 担い手の育成

行政担当者や関係団体職員等を対象として、野生鳥獣保護管理に関する研修を行うなど、保護管理の担い手となる人材育成に努めることとする。また、狩猟者講習会等で管理捕獲の意義を普及するとともに、新規狩猟免許取得者等に対して、ニホンジカの管理捕獲の講習や実地研修の場を設定するなど、ニホンジカ等の保護管理の担い手育成に取り組む。

(3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟者の減少及び高齢化が進んでいることから、本県の実情を踏まえ、猟友会等と連携を図りながら、その実態を把握するとともに狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講ずるよう努める。

6 鳥獣保護センターの設置

(1) 方針

傷病鳥獣の保護や鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する各種調査研究や保護管理の拠点として、自然環境保全センターを位置付ける。

傷病鳥獣の保護活動等に当たっては、関係行政機関、民間団体等の各主体が連携・協働して実施する。

(2) 鳥獣保護センターの概要

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針
自然環境保全センター	昭和53年度	厚木市七沢657	200,162㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 ・別館 ・傷病鳥獣治療飼育舎 ・ライヴゲージ ・野鳥観察台 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣等の展示室 ・傷病鳥獣救護施設 ・バードサンクチュアリ ・水鳥誘致池 ・観察路、観察台 	県民に施設を無料公開する。

7 取締り

(1) 方針

取締りについては、違法捕獲等及び違法飼養の取締りを重点として、警察当局や市町村等との緊密な連絡を取りながら司法警察員、鳥獣保護員その他関係職員により行う。

(2) 年間計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法捕獲等及び違法飼養の取締り	←												→	
狩猟期間中における鳥獣保護区での違法捕獲等の取締り									←				→	
かすみ網の違法な使用、所持及び販売	←												→	
鳥獣の販売業者及び加工業者を対象とした取締り	←												→	

8 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。

第10 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

「環境省レッドリスト」及び「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」において、保護管理上重要な生物として絶滅危惧（A・B）類及び 類に分類されている鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

オオタカについては、オオタカ保護管理指針に基づき、適切な配慮を事業者等に求めることとし、その他の鳥獣については、必要に応じて適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

法第2条第3項より環境省令で定められた鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。また、必要に応じて、捕獲制限及び有害鳥獣捕獲等を行い、被害を防止し地域個体群が存続するよう保護管理を図る。

(3) 外来鳥獣等

ア 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣とする。

イ 管理の考え方

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されたアライグマについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」の推進により、その他の鳥獣については狩猟及び有害鳥獣捕獲により被害の防止を図る。

また、適切な管理のため、必要に応じて個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

(4) 一般鳥獣

ア 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣等以外の鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、必要に応じて生息状況等の把握に努める。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた猟区の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施する。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

3 入猟者承認制度に関する事項

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、法第12条第3項に基づき、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等について入猟者承認制度による地域個体群の保護管理を検討する。

当該制度については、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで、当該特定計画の科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図る。

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生

じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定に努める。

(2) 指定状況

指定区域名称	面積	指定期間	備考
酒匂川上流域鉛製散弾銃規制地域	約 69.2ha	平成 15 年 11 月 1 日 ~ 平成 25 年 10 月 31 日	

5 鳥類の飼養の適正化

違法捕獲等による鳥類の無登録飼養をなくすため、次の点に留意して飼養鳥類の適正な管理が行われるよう努める。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体とその個体に装着した登録票（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。
- (4) 愛がん飼養を目的とした捕獲については、本計画から許可しないことに伴い、本計画以前に捕獲許可及び飼養登録を行った個体に限り登録更新を行うこととする。

また、愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより一人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないうようにすること。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないうよう適正な管理に努める。

6 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること

イ 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

7 傷病鳥獣保護の基本的な対応

(1) 傷病鳥獣保護の基本的な考え方

鳥獣は、自然を構成する大切な要素として、自然生態系の維持に大きな役割を担っている。しかし、近年、都市型生活圏の拡大等により、疾病又は負傷した鳥獣が保護される事例が増加する傾向にある。鳥獣は人類共通の財産であるとの観点から、鳥獣保護センターなど傷病鳥獣の治療・自然復帰を目的とした保護施設と県民が一体となって鳥獣の保護を推進することによって、鳥獣保護思想の普及啓発と傷病鳥獣保護事業の一層の充実を図る。

(2) 保護体制

傷病鳥獣保護の実施に当たっては、自然環境保全センターを中心に、県民、市町村、獣医師会、

横浜市3動物園、NPO(野生動物リハビリーター認定団体等)ボランティアと連携して行う。また、「傷病鳥獣保護連絡協議会」では、県内における野生傷病鳥獣の保護に関する諸問題の協議、関係諸機関との連絡調整を行い、保護体制の改善を図るため、積極的な取組を行う。

保護体制については、保護搬送体制の整備、各地における一時治療施設の確保等が課題となっており、これらの保護体制の改善等を図るため、積極的な取組を行う。

野生動物リハビリーター

傷病鳥獣の救護技術や知識を有する者として県と協働した団体により育成・認定されたボランティアをいう。

(3) 油汚染事件発生時の救護体制の整備

油汚染事件等により、一時に多数の傷病鳥獣が発生したときの救護については、既設の保護施設のほか、一般開業獣医師等の協力を得て、迅速な対応を図る。

(4) 保護個体の取扱い

野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や野生復帰させることが被害等の原因となるおそれのある傷病鳥獣等の取扱いについては、学識経験者、関係行政機関、関係団体等の意見を聞きながら、取扱い方針について検討を進める。

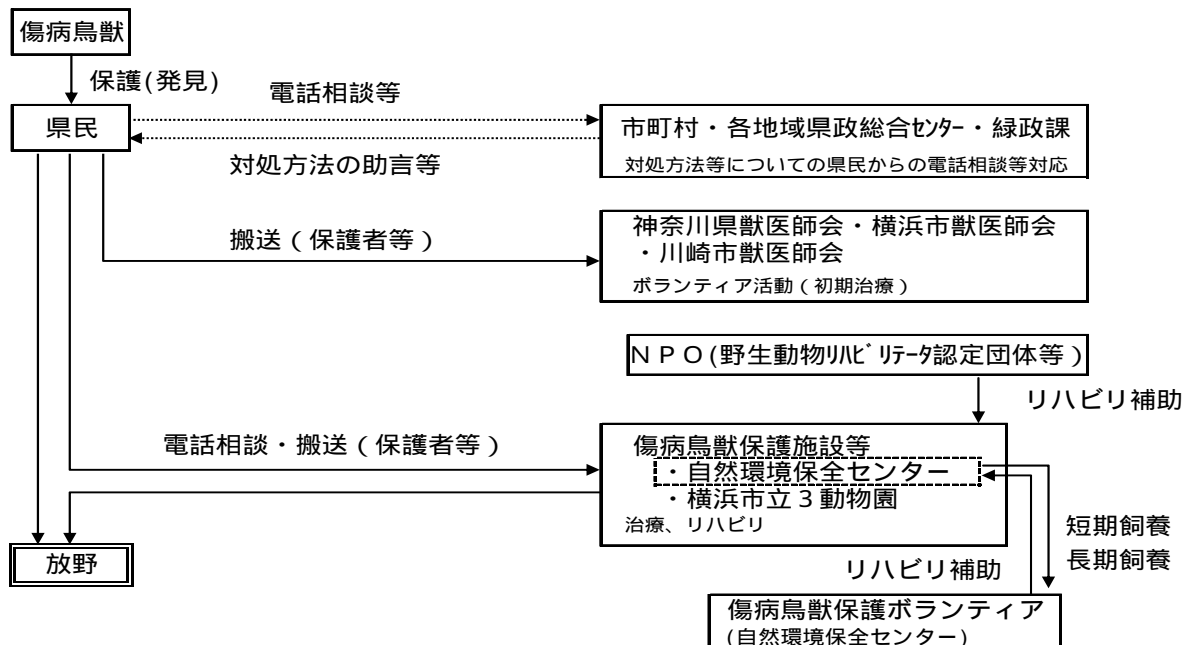
(5) 無用な保護の防止

巣立ち途中のひなの捕獲等、鳥獣の無用な保護の防止について、各種広報媒体等を通じて積極的な普及啓発を図る。

(6) 傷病鳥獣保護事業に携わるボランティアの育成及びNPOと連携した保護体制の整備

傷病鳥獣保護事業の充実を図るため、NPO(野生動物リハビリーター認定団体等)との協働等により、救護技術や知識を有する野生動物リハビリーター等ボランティアの育成を図るとともに、NPOと連携した保護体制の整備を進める。

神奈川県傷病鳥獣保護システムフロー図



傷病鳥獣保護施設等は、関東地方環境事務所長(環境省) 県知事、市町村長から傷病鳥獣保護のための捕獲許可を得て、傷病鳥獣保護に当たる。なお、長期間の治療(飼養)を要する場合は、市町村に対して飼養登録の手続きを行う。

8 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施するとともに、県民に対して人獣共通感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防する。

なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」に基づき対応する。

参考資料

1 狩猟鳥獣 49 種

区分	狩猟鳥獣の種類
鳥類 29 種	カワウ、 <u>ゴイサギ</u> 、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ(*)、 <u>ウズラ</u> 、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、 <u>バン</u> 、 <u>ヤマシギ</u> 、 <u>タシギ</u> 、キジバト、ヒヨドリ、 <u>ニユウナイスズメ</u> 、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス
獣類 20 種	タヌキ、 <u>キツネ</u> 、 <u>ノイヌ</u> 、 <u>ノネコ</u> 、 <u>テン</u> （亜種ツシマテンを除く）、 <u>イタチ</u> （オスに限る。） <u>チョウセンイタチ</u> （オスに限る。） <u>ミンク</u> 、 <u>アナグマ</u> 、 <u>アライグマ</u> 、 <u>ヒグマ</u> (*)、 <u>ツキノワグマ</u> 、 <u>ハクビシン</u> 、 <u>イノシシ</u> 、 <u>ニホンジカ</u> 、 <u>台湾リス</u> 、 <u>シマリス</u> 、 <u>ヌートリア</u> 、 <u>ユキウサギ</u> (*)、 <u>ノウサギ</u>

注1 下線は、神奈川県レッドデータ生物調査報告書で絶滅危惧種または減少種に指定されている種

注2 (*)は神奈川県で生息が確認されていない種

2 捕獲許可権限を市町村に移譲した鳥獣 35 種

区分	鳥獣の種類
鳥類 23 種	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、コジュケイ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガ
獣類 12 種	タヌキ、 <u>ノイヌ</u> 、 <u>ノネコ</u> 、 <u>チョウセンイタチ</u> （オスに限る。） <u>ミンク</u> 、 <u>アライグマ</u> 、 <u>ハクビシン</u> 、 <u>イノシシ</u> 、 <u>台湾リス</u> 、 <u>シマリス</u> 、 <u>ヌートリア</u> 、 <u>ノウサギ</u>